

相続最前線

フジ総合グループ



株式会社フジ総合鑑定 代表取締役
不動産鑑定士

藤宮 浩

フジ相続税理士法人 代表社員
税理士

高原 誠

今年最初の『相続最前線』は、フジ総合グループの両輪である「フジ総合鑑定」と「フジ相続税理士法人」の代表者インタビューをお届けします。相続税法改正で大きな転機を迎えた「相続の今」を聞きました。

——本日はよろしくお願ひします。『爽風』誌上でお二人が並ぶのは久しぶりですね。読者の方にメッセージはありますか？

子や孫への、結婚や出産、育児に要する資金の一括贈与が最大1000万円まで非課税になります。

藤宮 平成21年より発行している『爽風』も、今号で25号目となりました。「いつも楽しみに読ませてもらっているよ」と声をかけてくださる方もいて、本当にありがたいと思っています。

藤宮 以前からある「住宅取得等資金贈与の非課税措置」、「教育資金一括贈与の非課税措置」

に続く、景気刺激策の一環です。ね。うまく利用すれば相続税の節税対策になる反面、社会的には、ますます経済格差が広がるのではないかという危惧もあります。数百万数千万の資金を贈与できる親世代が、そうそういるわけではありませんから…。

高原 相続の分野では、新しい制度の創設や税制改正が毎年のように行われています。相続の現場にいる者として、これからも皆様のお役に立つ情報を発信していきたいです。

高原 “お金持ちの子は必ずお金持ち”となり、社会の中の富の移転が滞るといふことですね。相続税をはじめとする税の基本目的は「富の再分配」なんです。それに逆行している気がしますね。

——平成27年度の税制改正大綱が1月に閣議決定されました。重要な改正はありますか？

高原 資産税(相続税・贈与税)

関係ではそれほど大きな改正はありませんが、目玉は「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の創設でしょうね。20歳以上50歳未満の

個人のレベルで注意したいのは、「長男の子には贈与したが次男の子にはしていない」等の不平等です。のちの相続争いの原因になりかねませんので、軽

率な贈与は禁物です。

——2年前に決定した相続税の大改正も、いよいよ今年より施行スタートとなりました。相続前の対策で気を付けたい点は？

藤宮 増税と騒がれてはいますが、大切なのは「現状把握」だと改めて感じます。財産の状況などをきちんと把握した上で適切な対策を取れば、実際はそれほど心配しなくてもいい方がほとんどだと思います。慌てず、「ご自身が今置かれている状況」を知ること、これが先決ですね。

高原 相続が起きる「そのとき」は、現在と地続きのはずなのですが、「今」や「これからの生活」と切り離して相続対策を考えている方が多いように思います。相続発生の前には老後の生活があり、多くの場合、介護の間



題が浮上してきます。ご自身、あるいはご両親が、老後の生活や介護にどのような希望をお持ちなのか、それをふまえた上で相続対策に取り組んでいただきたいです。

藤宮 相続に対して今、最も不安を抱えているのは、新しく課税対象となる方たちではないでしょうか。その理由のひとつが、相談相手がいないこと。相続対策は現状把握がきちんとできてこそ取捨選択できるものなのですが、断片的な情報ばかりが独り歩きしているような感もあります。「誰に何を相談すればいいのかわからない」という方の不安を解消することも、私たち専門家の急務だと感じます。

——フジ総合グループでは今年、相続税申告業務の新しいプランの開設が行われました。どのような意図があるのでしょうか？

藤宮 納税する方にとっては、相続税額だけでなく、申告報酬がいくらかかるのかも不安要素のひとつだと思います。そこで、料金体系を明

瞭にして、より安心してご相談いただけるような態勢を作りかけたのです。

多くの方にご納得、ご満足いただけるよう、2つのプランを作りました。ひとつは、新課税対象者層の方を想定した『安心プラン』、もうひとつは、どんな財産内容の方にも対応する『満足プラン』です。

高原 『安心プラン』は、これまで相続税のことを意識していなかった方にも分かりやすいよう、シンプルな料金設定になっています。「申告をすれば（各種特例等の適用を受ければ）納税額はゼロ」という方なら、39万円から承ります。

『満足プラン』は、『安心プラン』に該当しないすべての方をカバーするプランです。財産の内容や状況に関わらずお引き受けいたしますので、資産規模が

比較的大きい方や財産内容が複雑な方にも、万全を期した相続税申告を提供します。

——フジ総合グループの相続税申告の特徴を教えてください。


藤宮 私たちが最も自信を持っているのは、やはり「土地評価」のノウハウです。単に不動産のことは不動産鑑定士、税金のことは税理士と分業しているのではなく、「相続税に詳しい不動産鑑定士」と「不動産に強い税理士」が協働しているというところが、相続専門事務所としての強みだと思っています。

高原 どちらのプランでも、すべての土地をきちんと調査しますので、土地をたくさんお持ちの方や、個性のある土地をお持ちの方にも、きつとご満足いただけると思います。


また、申告の技術に自信がありますから、税務調査の立ち会いが必要となった場合でも、原則、追加料金はいただきません。

——『まるっと相続』をコンセプトに掲げていますが、どのような想いがあるのでしょうか？


資料請求のご案内



相続税申告のパフレットをご用意しております。ご希望の方は、下記までお申し付けください。



相続税申告パンフレット



料金表

東京事務所 ☎0120-08-0907 担当：宮下(由美)・加藤(ナノ)

大阪事務所 ☎0120-39-3704 担当：住江(悠)・南茂

——ありがとうございます。